

第3回農業技能実習事業協議会

議事次第

日時：令和2年1月30日（木）10:30～11:30
場所：農林水産省5階第経営局第5会議室

開 会

（挨拶）

（議事）

1 外国人技能実習制度の現状及び課題等【構成団体からの報告】

（1）外国人技能実習制度の現状及び課題等について【厚労省・入管庁・技能実習機構】

厚生労働省 人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官室 技能実習監理官	平岡 宏一
出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 補佐官	梅原 義裕
外国人技能実習機構 監理団体部 指導課長	上条 訓之

（2）農業関係技能実習の運用状況等について【農業会議所、法人協会、全中】

一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 部長	砂田 嘉彦
公益社団法人 日本農業法人協会 参事	中澤 秀樹
全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 課長	中村 義則

2 その他

閉 会

配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 出席者一覧
- ・ 配席図

- 資料 1－1 【厚生労働省】技能実習の職種あり方に関する検討チーム
- 資料 1－2 【厚生労働省】技能実習の職種あり方に関する検討チーム（別添）
- 資料 2 【出入国在留管理庁】平成 30 年の「不正行為」について
- 資料 3 【出入国在留管理庁】「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要
- 資料 4 【出入国在留管理庁】技能実習制度における失踪問題への対応について
- 資料 5 【出入国在留管理庁】外国人を雇用する皆様へ 不法就労防止にご協力ください
- 資料 6 【全国農業会議所】農業技能実習評価試験の実施状況
- 資料 7 【全国農業協同組合中央会】技能実習制度にかかる運用にあたっての課題
- 資料 8－1 【農林水産省消費・安全局】国際植物防疫年 2020
- 資料 8－2 【農林水産省消費・安全局】国際植物防疫年 2020 オフィシャルサポーター制度について
- 資料 9－1 【農林水産省経営局】農業関係技能実習に係る優良事例に関する報告について（案）
- 資料 9－2 【農林水産省経営局】農業関係の技能実習をより適正に実施するための取組の確認
- 資料 10－1 【農林水産省経営局】外国人技能実習制度のパンフレットの改訂について
- 資料 10－2 【農林水産省経営局】農業者の皆様へ外国人技能実習制度が変わりました
～特に押さえておくべきポイントとは～
- 資料 10－3 【全国農業会議所】農業分野における新たな技能実習の概要（表紙・目次抜粋）
- 資料 11 【農林水産省経営局】農業技能実習事業協議会運営要領改正案
（別途配布資料）

- ・【外国人技能実習機構】外国人技能実習機構について～機構の实地検査にご協力お願いします～
- ・【外国人技能実習機構】技能実習生安全衛生対策マニュアル

第3回「農業技能実習事業協議会」出席者名簿

(順不同・敬称略)

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 参事 中澤 秀樹

全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部
営農担い手支援課 課長 中村 義則

〔全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部
営農担い手支援課 原澤 恵太〕

一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 部長 砂田 嘉彦
一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 主幹 川鍋 克仁
一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 主事 青木 昂平
一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 相談員 八山 政治

*括弧はバックシートで出席

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課 課長 佐藤 紳

農林水産省 経営局 就農・女性課 課長 横田 美香

(※農林水産省 生産局 畜産企画課は本日欠席)

2. オブザーバー

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 補佐官 梅原 義裕

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 永留 辰之助

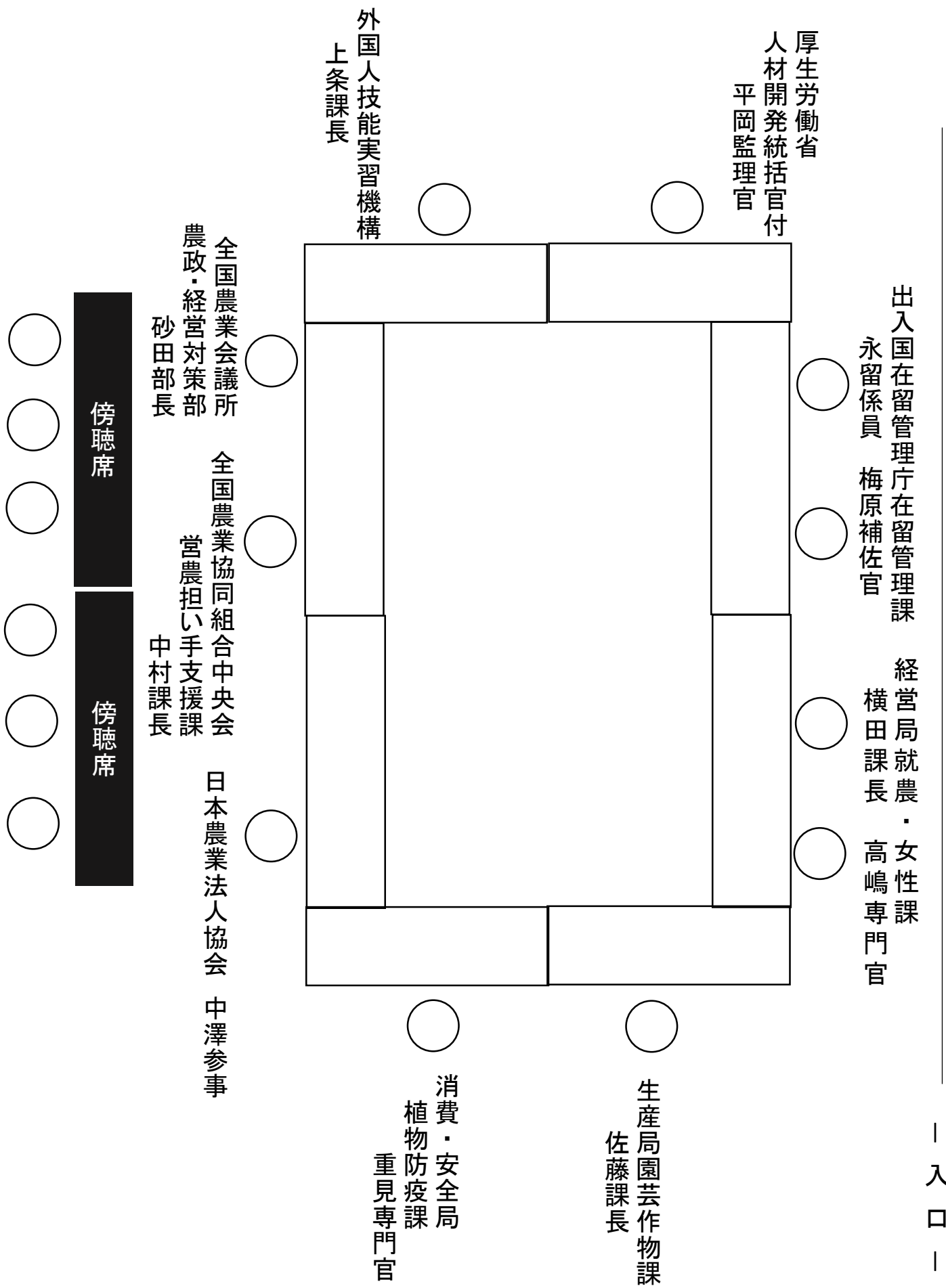
厚生労働省 人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室 技能実習監理官 平岡 宏一

外国人技能実習機構 監理団体部 指導課長 上条 訓之

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 国際基準専門官 重見 鉄平※

*括弧はバックシートで出席

※今回に限りオブザーバーとして出席



「技能実習の職種のあり方に関する検討チーム」の設置（平成31年3月19日）

- 【背景】平成29年11月から技能実習適正化法のもとで新たに実施している技能実習制度について、現場からいくつかの課題が指摘されており、これらの指摘等を踏まえた検討が必要となっていた
- 【目的】技能実習計画について、業界団体、地域等から要望を聴取し、その円滑化の検討を行い、より実効的な技能実習が可能となるよう改善を図ること
- 【構成】主査：厚生労働大臣政務官 副主査：人材開発統括官
メンバー：大臣官房審議官（人材開発担当）、人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）、参事官付調査官、参事官付主任職業能力開発指導官、出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

検討チームの開催

- 3月から5月まで7回開催し、業界団体、地方公共団体、企業（計17団体）からの要望を聴取（別紙1参照）し、技能実習制度の目的や基本理念に則って検討。
- 検討の視点
 - ① 技能実習適正化法に定める技能実習制度の目的を適切に実現すること
「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進する」という技能実習制度の目的（技能実習適正化法第1条）を一層適切に実現するという視点から、現場の実態をよく見た上で、より実効的な技能実習を可能とするよう、検討を行う。
 - ② 技能実習適正化法に定める技能実習制度の基本理念に則ること
技能実習制度の以下の基本理念に則って、検討を行う。
 - ・ 「技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない」（技能実習適正化法第3条第1項）
 - ・ 「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（技能実習適正化法第3条第2項）
- 対応の基本的考え方
要望事項については、上記の視点に則って検討し、技能実習制度の目的を達成するために改善等を行うことが有効なものについて対応することとした。基本的考え方は以下のとおり。
 - ① 現行の技能実習制度で実施が可能となっているものについては、その内容をわかりやすく周知する。
 - ② 現行の要件がわかりにくいものについては明確化の上、周知する。
 - ③ 技能実習制度の見直しが必要なものについては、技能実習制度の今後の検討に向けての課題として整理する。
- 論点と対応の方向性
論点と対応の方向性のポイントについては別紙2のとおり。

技能実習の職種のあり方に関する検討チームでは、以下の日程で、業界団体、地域等から要望を聴取した(※)。

- | | |
|---|--|
| ○ 第1回(3月19日(火)) <ul style="list-style-type: none">・北海道水産物荷主協会・全国中小企業団体中央会 | ○ 第2回(3月26日(火)) <ul style="list-style-type: none">・日本建設業連合会・日本農業法人協会 |
| ○ 第3回(4月11日(木)) <ul style="list-style-type: none">・和歌山県橋本市・日本造船工業会・長崎県庁・日本機械土工協会 | ○ 第4回(4月15日(月)) <ul style="list-style-type: none">・愛媛県中小企業団体中央会・有限会社余湖農園・群馬県嬬恋村農業協同組合・全日本漁港建設協会 |
| ○ 第5回(4月22日(月)) <ul style="list-style-type: none">・鹿児島県中小企業団体中央会・電子情報技術産業協会 | ○ 第6回(5月23日(木)) <ul style="list-style-type: none">・全国水産加工業協同組合連合会 |
| ○ 第7回(5月28日(火)) <ul style="list-style-type: none">・全国漁業協同組合連合会・大日本水産会 | |

※ 平成30年度以降に厚生労働省に提出された都道府県からの要望書、各地で開催された中堅・中小企業支援施策に関する説明・意見交換会で出された、技能実習の職種に関する要望事項についても確認した。

検討チームで受けた要望内容と対応の考え方

①-1 多能工育成の観点からの複数職種による技能実習

- ・複数職種を同時に技能実習できるようにしてほしい。
→現行、実施可能であり、内容をわかりやすく周知
- ・高い関連性のある職種で例えば3年間ずつ技能実習を行えるようにしてほしい。
→制度趣旨と不整合

② 密接な関係を有する複数法人による技能実習

- ワイナリー（法人）と契約栽培農家（法人）を「密接な関係を有する複数の法人」として取扱う要件を明確化してほしい。
→現行の要件を明確化の上、周知

④ 2号移行対象職種の区分の明確化・見直し

- 建設関係の22職種33作業の範囲を明確化・拡大するか、2号移行対象職種・作業の追加をしてほしい。
→現行、実施可能であり、内容をわかりやすく周知

⑥ 自然条件の影響による収穫量の変動への対応

- 天候不順等により果樹栽培（必須業務）が計画どおりに実施できず、ワイン製造（関連業務）に従事する時間が結果的に2分の1を超えることを許容してほしい。
→現行の要件を明確化の上、周知

⑧ 離島など地域によって様々な課題への対応

- ・漁港の建設は、とび、溶接、型枠施工等の職種・作業で技能実習生を受け入れているが、2号移行対象職種の追加や職種の大括り化をしてほしい。また、関連・周辺業務を可能な限り広げてほしい。
→現行要件を明確化の上、周知
- ・自然条件の影響による工事の困難日・閑散期には必須・関連・周辺業務以外の作業も可能とするなど、柔軟な対応をしてほしい。
→必須・関連・周辺業務以外の作業の実施は、制度趣旨と不整合だが、不可抗力の自然条件の影響への対応は、現行の要件を明確化の上、周知

①-2 多能工育成の観点からの複数職種による技能実習

- 入国後の技能実習生の適性と希望意思表示をもって、溶接から鉄工へ職種を変更できるようにしてほしい。
→現行、複数職種による技能実習として職種を追加することにより実施可能であり、内容をわかりやすく周知
ただし、技能実習の途中での職種変更は、制度趣旨と不整合

③ 2号移行対象職種(※)の追加 ※技能実習を1年を超えてできる職種

- 入国後の技能実習生の適性と希望意思表示をもって、鉄工職種の重点作業の集中選択制や非重点作業の大幅削減を認めてほしい。
→必須業務の選択的实施は制度趣旨と不整合
職種追加は、現行、実施可能であり、内容をわかりやすく周知

⑤ 2号移行対象職種の関連業務・周辺業務の位置づけの明確化

- 販売、サービス（役務）の作業を、既存の2号移行対象職種の関連・周辺業務で読めるよう明確化するか2号移行対象職種に追加してほしい。
→現行、実施可能であり、内容をわかりやすく周知

⑦ 冬季に寒冷地で農作業が出来ないことへの対応

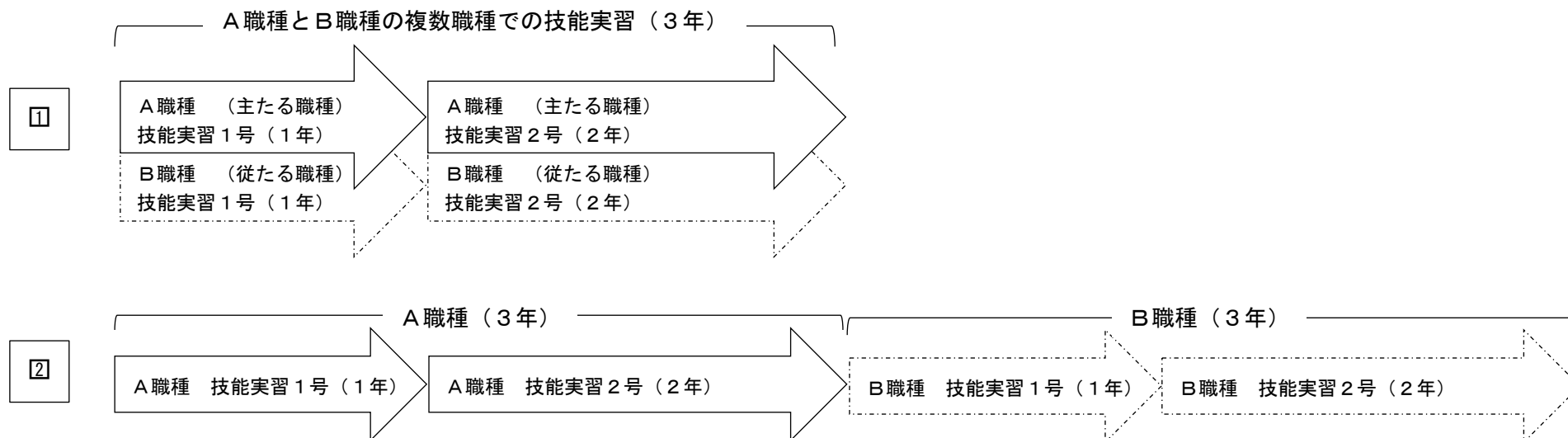
- 冬季に農作業を行えない地域では、「7か月実習⇒5か月一時帰国⇒7か月実習」として技能実習2号の計画を認定してほしい。
→法の趣旨、現場の実態などを踏まえ、引き続き検討

【要望事項】① 多能工育成の観点からの複数職種による技能実習（1）

【要望内容】

日本人の技能者においても多能工化を進めていることを踏まえ、技能実習生についても（特定の）複数職種を同時に実習できるものとしていただきたい（□）。

また、高い関連性のある職種で例えば3年間ずつ技能実習を行うことができるようにしていただきたい（□）。



【論点】

多能工育成の観点から、複数の職種による技能実習を行うか（□）、また、職種ごとに複数回の技能実習を行うか（□）。

【対応の方向性】

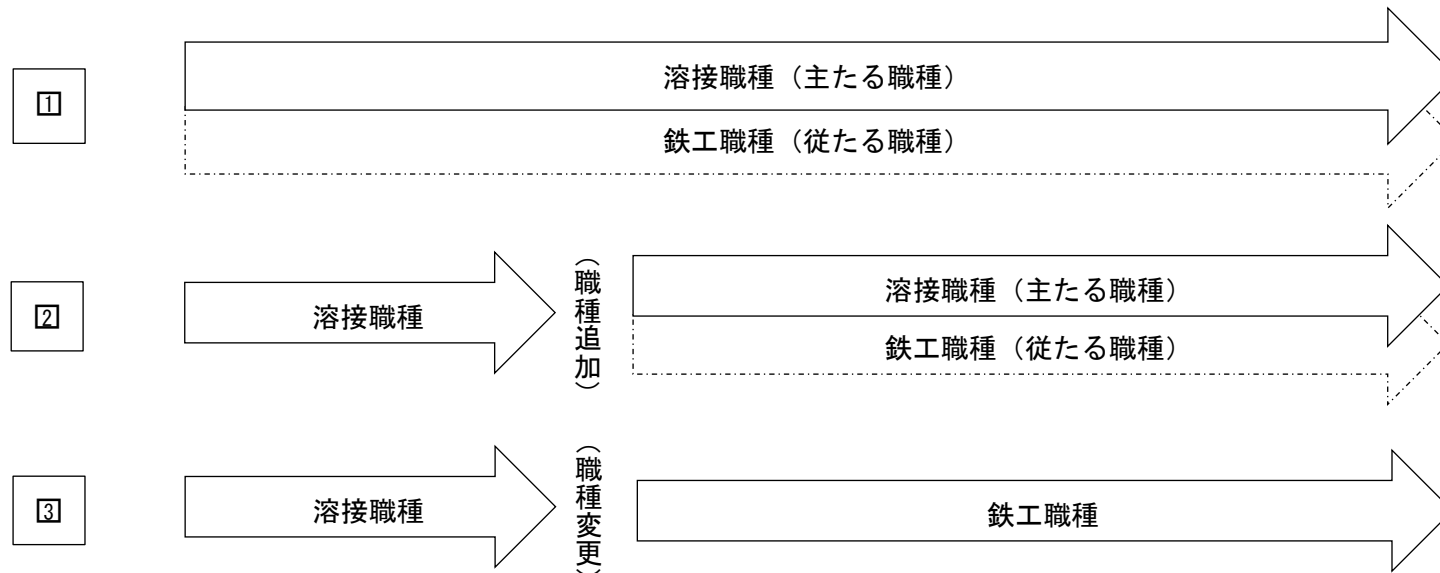
現行でも、相互に関連しており、かつ、複数の職種・作業で行うことに合理的な理由がある、通常3つの職種・作業までの技能実習は可能となっている（□）。このことが、技能実習の現場では知られていない可能性があるため、実施可能な要件等についてホームページ等で周知していく。なお、複数の職種・作業で技能実習を行うことについて、技能実習生の同意を得ておく必要がある。

なお、技能実習制度は、限られた年限の実習で特定の職種・作業に関する技能等をしっかりと身に付け、本国で当該技能等を活用いただくことを趣旨とするものであり、職種ごとの複数回の技能実習は当該趣旨と整合しないのではないかと考えられる（□）。

【要望事項】① 多能工育成の観点からの複数職種による技能実習（２）

【要望内容】

多能工化が進んでいるため、既に入国している技能実習生だけでも、入国後の技能実習生の適性と希望意思表示をもって、溶接職種から鉄工職種に変更できるような柔軟な対応をしていただきたい。



【論点】

多能工育成の観点から、技能実習開始の時点から複数の職種による技能実習を行うか（①）、技能実習の途中で、職種を追加するか（②）、職種を変更するか（③）。

【対応の方向性】

現行でも、相互に関連しており、かつ、複数の職種・作業で行うことに合理的な理由がある、通常３つの職種・作業までの技能実習は可能となっている（①）。また、複数の職種・作業の要件を満たすのであれば、技能実習の途中で従たる職種を追加することも可能となっている（②）。このことが、技能実習の現場では知られていない可能性があるため、実施可能な要件等についてホームページ等で周知していく。なお、複数の職種・作業で技能実習を行うことについて、技能実習生の同意を得ておく必要がある。

なお、技能実習制度は、限られた年限の実習で特定の職種・作業に関する技能等をしっかりと身に付け、本国で当該技能等を活用いただくことを趣旨とするものであり、技能実習の途中での職種変更は当該趣旨と整合しないのではないかと考えられる（③）。

【要望事項】② 密接な関係を有する複数法人による技能実習

【要望内容】

ワイナリー（法人）と契約栽培農家（法人）を「密接な関係を有する複数の法人」として取り扱うことについて、要件を明確化していただきたい。

（耕種農業職種（果樹作業）の例）

【果樹作業（必須業務）】

- ① 土壌づくり作業
- ② 施肥作業
- ③ 種子・苗木の取扱い作業
- ④ 栽培作業（落葉果樹、常緑果樹のいずれか）

【関連業務】

○ 農作物を原材料として使用する製造・加工の作業（例：ワイン製造）

ワイナリー

ワイナリーの契約栽培農家

※他方の法人の実習時間が実習計画の1/12以上

※両方の法人と実習生は雇用契約を締結

（在籍出向による契約を含む）

【論点】

密接な関係を有する複数法人での技能実習の要件を明確化し、周知するか。

【対応の方向性】

現行でも、同一の職種・作業について、親会社と子会社の関係にある複数の法人、同一の親会社をもつ複数の法人のほか、相互間に密接な関係を有する複数の法人による技能実習が可能となっている。このことが、技能実習の現場では知られていない可能性があるため、実施可能な要件等についてホームページ等で周知していく。なお、複数の法人で技能実習を行う場合には、複数の法人と技能実習生との間で雇用契約が締結されている必要がある。

【要望事項】③ 2号移行対象職種の追加

【要望内容】

鉄工職種の必須業務の一部に集中して実習できるように、入国後の技能実習生の適性と希望意思表示をもって、重点作業の集中選択制や非重点作業の大幅削減を認めていただきたい。

（鉄工職種（構造物鉄工作業）の技能実習1号）

【構造物鉄工作業（必須業務）】

- ①読図作業
- ②けがき作業
- ③鉄工用工作機械による鋼板の切断及び穴あけ作業
- ④グラインダによる研削作業
- ⑤鋼板のガス切断作業
- ⑥組立図による溶接及びボルトを用いた構造物の組立て作業（揚重作業含む）
- ⑦製品測定作業

必須業務の7つある作業の中で、①、②、④、⑦を集中的に実施

【論点】

技能実習計画の審査基準に記載されている必須業務の作業について、選択的な実施が認められるか。

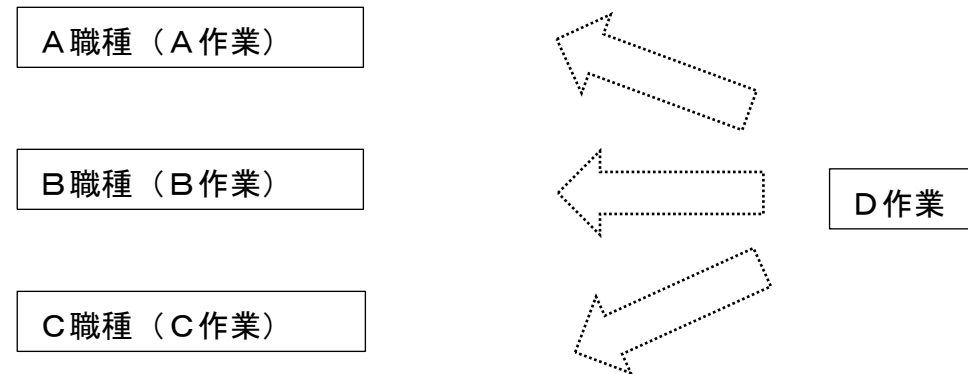
【対応の方向性】

必須業務は、技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務である。このため、必須業務の選択的な実施は認められない。一方、業界で、当該作業に関する技能等を開発途上地域等に移転したい意向があれば、2号移行対象職種の追加を検討していただく。

【要望事項】④ 2号移行対象職種の区分の明確化・見直し

【要望内容】

建設関係の22職種33作業の範囲を明確化・拡大するか、2号移行対象職種・作業の追加をしていただきたい。



【論点】

具体的にどのような作業の位置づけが不明確となっているか。また、既存の2号移行対象職種に位置づけられるか。

【対応の方向性】

位置づけが不明確となっている具体的な作業を業界で洗い出していただき、既存の2号移行対象職種に位置づけられるか整理する。また、位置づけられない場合には、業界で、当該作業に関する技能等を開発途上地域等に移転したい意向があれば、2号移行対象職種の追加を検討していただく。

（③ 2号移行対象職種の追加にも関連）

【要望事項】⑤ 2号移行対象職種の関連業務・周辺業務の位置づけの明確化

【要望内容】

販売、サービス（役務）に関する作業を、既存の2号移行対象職種の関連・周辺業務でどこまで読めるか明確ではないので、明確化していただきたい、又は、2号移行対象職種に追加していただきたい。

（耕種農業職種（果樹作業）の例）

【果樹作業（必須業務）】

- ①土壌づくり作業
- ②施肥作業
- ③種子・苗木の取扱い作業
- ④栽培作業（落葉果樹、常緑果樹のいずれか）

【関連業務】

○農作物を原材料として使用する製造・加工の作業

※関連業務、周辺業務に販売、サービス（役務）の記載はない。

【論点】

販売、サービス（役務）に関する作業を、既存の移行対象職種の関連・周辺業務に位置づけられるか。販売、サービス（役務）に関する作業を2号移行対象職種に追加するか。

【対応の方向性】

技能実習計画の審査基準に記載されている関連・周辺業務は例示であり、必須業務に関連して行われることのある業務であって修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務（関連業務）、又は、必須業務に関連して通常関わる業務（周辺業務）に該当し、かつ、同じ事業所の日本人も従事しているのであれば、疎明書の提出により実施が可能となっている。このことが、技能実習の現場では知られていない可能性があるため、実施可能な要件等についてホームページ等で周知していく。

また、業界で、販売、サービス（役務）に関する技能等を開発途上地域等に移転したい意向があれば、2号移行対象職種の追加を検討していただく。

（③ 2号移行対象職種の追加にも関連）

【要望事項】⑥ 自然条件の影響による収穫量の変動への対応

【要望内容】

天候不順等により果樹栽培（必須業務）が計画どおりに実施できず、ワイン製造（関連業務）に従事する時間が結果的に多くなった場合には関連業務の割合が2分の1を超えることを許容していただきたい。

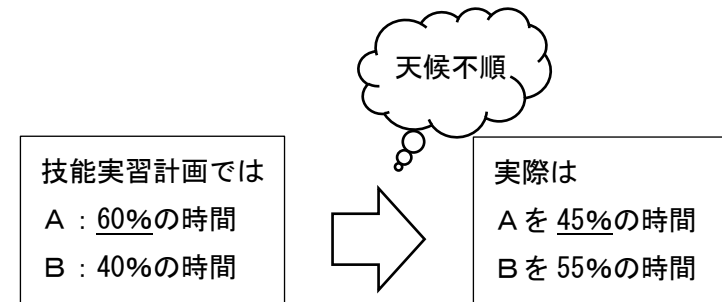
（耕種農業職種（果樹作業）の例）

【果樹作業（必須業務）】：A

- ①土壌づくり作業
- ②施肥作業
- ③種子・苗木の取扱い作業
- ④栽培作業（落葉果樹、常緑果樹のいずれか）

【関連業務】：B

○農作物を原材料として使用する製造・加工の作業（：ワイン製造）



【論点】

天候不順等の不可抗力により必須業務に従事する割合が50%未満となった場合について、どのように対応するか。

【対応の方向性】

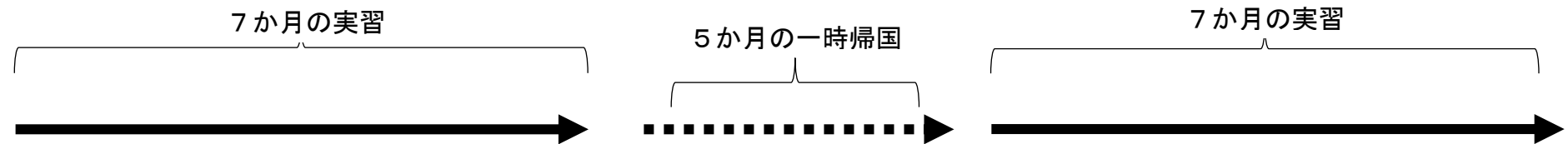
不可効力である自然条件の影響による場合には、一定の要件の下、技能実習計画について柔軟に対応することがあることをホームページ等で周知する。

【要望事項】⑦ 冬季に寒冷地で農作業が出来ないことへの対応

【要望内容】

現行の技能実習制度の運用上、最初から一時帰国を見込んだ技能実習2号の計画が認められていない。冬季に、関連・周辺業務を含めて農作業を行えない地域では、「7か月実習⇒5か月一時帰国⇒7か月実習」として技能実習2号の計画を認定していただきたい。

（耕種農業の技能実習2号の計画）



【論点】

冬季に寒冷地で農作業が出来ないことについて、どのように対応するか。

【対応の方向性】

技能実習適正化法の趣旨、現場の実態などを踏まえ、引き続き検討する。

【要望事項】⑧ 離島など地域によって様々な課題への対応

【要望内容】

漁港の建設は、とび、溶接、型枠施工等の2号移行対象職種で技能実習生を受け入れているが、職種・作業が細分化されており、現場の実態と合わない上に、特定技能に移行する際の対応が明確でないので、2号移行対象職種の追加や既存の職種を大括り化していただきたい。

また、作業内容が多岐にわたるため、技能実習の関連・周辺業務を可能な限り広げていただきたい。

さらに、台風や冬季の季節風等による波浪など自然条件の影響により工事が困難な日や時期があるので、工事が困難な日や工事閑散期においては必須・関連・周辺業務以外の作業も可能とするなど、技能実習計画については柔軟な対応をしていただきたい。

【論点】

離島など地域によって様々な課題があることにに関してどのように対応するか。

【対応の方向性】

業界で、漁港の建設に関する技能等を開発途上地域等に移転したい意向があれば、2号移行対象職種の追加を検討していただく。

また、複数の職種・作業での技能実習の実施、関連・周辺業務の取扱の明確化に関し、実施可能な要件等についてホームページ等で周知していく。

さらに、技能実習制度は、技能等の移転により国際協力を推進することを本旨としており、必須・関連・周辺業務以外の作業の実施を可能とすることは困難ではないかと考えられる。他方、不可効力である自然条件の影響による場合には、一定の要件の下、技能実習計画について柔軟に対応することがあることをホームページ等で周知する。

- ③ 2号移行対象職種の追加
- ① 多能工育成の観点からの複数職種による技能実習
- ⑤ 2号移行対象職種の関連業務・周辺業務の位置づけの明確化 にも関連
- ⑥ 自然条件の影響による収穫量の変動への対応